

---

公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト 定款

---



令和元年 8月 1日 作 成  
令和2年 6月 4日 変 更

# 公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクトと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内に在住する者に対して、自分の実現したい「事業」を果敢に挑戦する人々の発掘、育成、発表、事業まで総合的にサポートするためのプロデュースを行い、人生をより豊かに楽しむために寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方創生などビジネスモデルを検討している会社への投資事業
  - (2) 地方創生などビジネスモデル構築のためのコンサルティング事業
  - (3) 地方創生事業の達成のための調査・研究事業
  - (4) その他地方創生事業の達成に必要な事業や関連分野の事業
  - (5) 上記事業と同じ内容の受託事業を実施する
  - (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。また会員は次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員（以下「社員」という）  
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 会員  
この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（会員の資格の取得）

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び会員になった時及び毎年、正会員及び会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第8条 社員は、代表理事が別に定める退社届を代表理事に提出して、任意に退社することができる。

（除名）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、その社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

（拠出金品の不返還）

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書又は正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は定時社員総会として毎年事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事、監事及び社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

- 第28条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令を定める体制をいう。）の整備
  - (6) 第28条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定の締結

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 基金

(基金)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及びその方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。



(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の処分制限）

第45条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

## 第10章 公告の方法

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

## 第11章 雑則

（細則）

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、代表理事がこれを定める。

（法令の準拠）

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
中川直洋	[REDACTED]
仲木威雄	[REDACTED]

- 5 この法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

	氏名	住所
理事	中川直洋	[REDACTED]
理事	仲木威雄	[REDACTED]
理事	勝見成久	[REDACTED]
理事	白柳雅文	[REDACTED]
理事	町井則雄	[REDACTED]
理事	行方一正	[REDACTED]
理事	本田亮	[REDACTED]
理事	藤野英人	[REDACTED]
理事	丸山剛	[REDACTED]
理事	柳澤大輔	[REDACTED]
理事	渡邊智恵子	[REDACTED]
監事	小林ふじ子	[REDACTED]

- 6 この法人の最初の代表理事は、中川直洋とする。

以上、当法人の定款に相違ありません。

公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト  
代表理事 中川直洋

# 貸借対照表

令和2年7月31日現在

公益社団法人 ジャパンチャレンジャープロジェクト

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
〔資産の部〕			
【流動資産】			
現 金 預 金	390,970	0	390,970
流動資産合計	390,970	0	390,970
【固定資産】			
(特定固定資産)			
(1)特定資産			
特 定 費 用 準 備 預 金 等	7,411,085	0	7,411,085
前 払 金	2,200,000	0	2,200,000
固定資産合計	9,611,085	0	7,411,085
資 産 合 計	10,002,055	0	10,002,055
〔負債の部〕			
【流動負債】			
未 払 金	331,784	0	331,784
預 り 金	9,186	0	9,186
仮 受 金	50,000	0	50,000
流動負債合計	390,970	0	390,970
負 債 合 計	390,970	0	390,970
〔正味財産の部〕			
【指定正味財産】			
期首指定正味財産残高	0	0	0
寄 付 金	10,000,000	0	10,000,000
一 般 正 味 財 産 振 替 額	△ 388,915	0	△ 388,915
指定正味財産合計	9,611,085	0	9,611,085
【一般正味財産】			
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	0	0	0
そ の 他 一 般 正 味 財 産	0	0	0
一般正味財産合計	0	0	0
正味財産合計	9,611,085	0	9,611,085
負債及び正味財産合計	10,002,055	0	10,002,055

第 1 期 収 支 決 算 書

令和1年9月4日から令和2年7月31日まで

公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト

(単位：円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計				法 人 会 計	合 計
	支援事業1	支援事業2	共 通	小 計		
	地方創生の普及啓 発を行う事業	若者への支援事業				
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
会費収入	870,658	1,829,342	0	2,700,000	60,000	2,760,000
正会員会費	0	0	0	0	60,000	60,000
法人受取会費	870,658	1,829,342	0	2,700,000	0	2,700,000
受取寄附金	1,601,365	170,000	0	1,771,365	0	1,771,365
協賛金収入	669,450	170,000	0	839,450	0	839,450
受取寄付金	543,000	0	0	543,000	0	543,000
受取寄附金振替額	388,915	0	0	388,915	0	388,915
受託金収入	9,271,717	0	0	9,271,717	0	9,271,717
受託金	9,271,717	0	0	9,271,717	0	9,271,717
事業収入	0	62,000	0	62,000	0	62,000
チケット収入	0	62,000	0	62,000	0	62,000
書籍収入	0	0	0	0	0	0
雑収益	1,253,424	0	0	1,253,424	746,580	2,000,004
受取利息	0	0	0	0	4	4
雑収益	1,253,424	0	0	1,253,424	746,576	2,000,000
経常収益計	12,997,164	2,061,342	0	15,058,506	806,580	15,865,086
(2) 経常費用						
事業費	11,140,830	1,590,333	0	12,731,163	363,276	13,094,439
旅費交通費	1,404,859	136,649	0	1,541,508	0	1,541,508
支払手数料	6,093,051	860,768	0	6,953,819	0	6,953,819
表彰費	340,000	957	0	340,957	0	340,957
テキスト代	194,410	48,603	0	243,013	0	243,013
書籍作成費	0	0	0	0	0	0
広告宣伝費	2,654,058	385,981	0	3,040,039	363,276	3,403,315
通信運搬費	168,800	36,000	0	204,800	0	204,800
諸会費	17,600	4,400	0	22,000	0	22,000
事務用消耗品費	31,130	5,839	0	36,969	0	36,969
消耗品費	161,235	41,466	0	202,701	0	202,701
会議費	75,659	69,663	0	145,322	0	145,322
雑費	28	7	0	35	0	35
管理費	1,856,334	471,009	0	2,327,343	443,304	2,770,647
給料	201,000	51,000	0	252,000	48,000	300,000
通信運搬費	33,917	8,606	0	42,523	8,099	50,622
旅費交通費	16,859	4,278	0	21,137	4,026	25,163
事務用消耗品費	72,385	18,366	0	90,751	17,286	108,037
消耗品費	1,973	500	0	2,473	472	2,945
会議費	95,852	24,320	0	120,172	22,890	143,062
賃借料	73,566	18,666	0	92,232	17,568	109,800
租税公課	76,802	19,487	0	96,289	18,341	114,630
支払手数料	1,283,980	325,786	0	1,609,766	306,622	1,916,388
経常費用計	12,997,164	2,061,342	0	15,058,506	806,580	15,865,086

当期経常増減額	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部		0				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部						
受取寄附金	8,000,000	2,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000
一般正味財産への振替額	388,915	0	0	388,915	0	388,915
当期指定正味財産増減額	7,611,085	2,000,000	0	9,611,085	0	9,611,085
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	7,611,085	2,000,000	0	9,611,085	0	9,611,085
III 正味財産期末残高	7,611,085	2,000,000	0	9,611,085	0	9,611,085